報告第４１号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　９７，８０７円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　平成２９年５月１日午後０時５０分頃、市立鴨宮中学校において、南館校舎の北側外通路に設置していた木製の柵が強風により倒れ、敷地内に駐車していた相手方車両に接触し、これを破損させた。